

エチオピアにおける

土地制度の変遷とジェンダー問題

■ アムハラ州の土地再分配の事例から ■

児玉由佳

はじめに

発展途上国におけるジェンダー問題解決への障壁の一つとして、慣習による抵抗が挙げられる。政府が男女間の差別をなくすための政策を遂行しようとしても、慣習と相容れないものであれば、その政策の実効性は低くなる。かといって、政策自体を慣習に合わせて作成した場合は、社会構造に深く根ざしたジェンダー問題を解決に導くことは難しい。

本稿では、筆者の調査地であるエチオピア・アムハラ州南ゴンダール県(図参照)の事例をもとに、土地制度の変化がジェンダーの問題に対してどのような影響を与えるのかを検討したい。エチオピアの土地保有制度は、ジェンダーとも深く関係している。ここでは、1991年に調査村で行われた土地再分配政策をとりあげる。なお、エチオピアでは、74年の社会主義政権誕生以降現在にいたるまで土地は国有と定められており、法律上は個人が自由な売買を行うことはできない。個人が保有

しているのは土地使用权のみである。

本稿の内容は、南ゴンダール県ウステ郡近郊農村において、1999年から2003年にかけて、筆者が何度か断続的に行ってきた聞き取り調査の結果をもとにしている。

調査地の位置



(筆者作成)

1 土地再分配の内容

現政権であるエチオピア人民革命民主戦線以下、EPRDF)は、前社会主義政権を打倒する直前の1990年前後に、すでに支配下にあったアムハラ州の北部から中部において土地再分配を行った。調査村で行われた91年の土地再分配は、その一環である。この土地再分配は、EPRDFの軍事占領下という異常な状況のもとで、民主的というよりは強権的な形で遂行されたものである。

EPRDFが行った土地再分配の特徴は、分配の単位が家族の総人数を勘案したものではなく、世帯内の成人に対して割り当てたところにある。社会主義政権期(1974～91年)にも大規模な土地再分配を行っているが、このときは子どもを含めた家族の人数に基づいた世帯単位の分配であった。この違いの背景には、人口の増加に伴い土地不足が深刻化してきたことが挙げられる。なお、この土地再分配政策については、96年のアムハラ州州令第16号「アムハラ州における農村部土地所有再割当のための布告」によってあとから法律が制定されている。

各地域の割当面積は、人口規模や対象地域の可耕面積によって異なる。筆者の調査村では、成人1人当たり0.5ヘクタールであった。ほとんどの世帯の家族構成が核家族であるため、この割り当ては、夫婦には1ヘクタール、成人単身者には0.5ヘクタールの割り当てと同義となる。また、未成年者であっても既婚であれば成人扱いとなったため、調査村では土地分配前に結婚ブームが起きたという。

2 土地制度の変遷

このような土地分配の方法は、従来のこの地

域で慣習とされてきた方法とは異なる点があった。それは、女性が自分の出生地ではない地域において、土地使用権を付与されたことである。

社会主義政権以前の土地に関するアムハラ州の慣習では、土地相続権は男女ともに認められていたものの、現実には夫方居住婚であるために、相続時に娘が相続対象の土地の近辺に居住していることはまれであり、土地相続の機会はほとんどなかった(Hobe[1973]; Pankhurs[1992])。

その一方、嫁ぎ先においては、土地は夫が相続しているため、妻には土地への権利は生じない。したがって、夫が死亡した場合は子供とともにひき続き婚地に居住することも可能だが、離婚の場合は、そのまま居住し続けることは難しい。

1970年代に行われた社会主義政権による土地分配は世帯単位であり、特に女性個人に土地使用権を与えられることはなかった。また、夫方居住婚の慣習は継続しており、土地に関しては引き続き女性が不利な状況におかれていた。さらに社会主義政権期には不在地主防止のために土地の賃貸借が禁止されていたため、男性の労働力が不足している女性世帯主にとっては、土地使用権を保持することも困難であった。つまり、社会主義政権時の土地政策は、女性の土地使用権について大きな改善はなかったといえる。

これに対し1991年の土地再分配では、「家」単位ではなく各成人単位で土地を割り当てることで、明示的に妻に土地が与えられたことになる。さらに、この土地再分配の布告と平行して、91年以降政府が土地の賃貸借を認めるようになったことも(Pender & Faichamp[2001])、労働力不足の問題を抱える女性世帯主には、大きな情勢変化といえよう。

3 土地再分配の効果

先述のとおり、この土地再分配は、EPRDFの軍事占領下になりに強権的な形で行われた。その意味では、住民の意思やそれまでの慣習などを十分勘案して策定されたものとは言い難い。

しかし、調査村で聞き取り調査をした限りでは、妻へ配分された土地についての妻の保有権は、一般に認知されているようである。それを明確に示しているのが、離婚後の土地使用権の行方である。

聞き取り調査の結果、離婚した場合、妻は1991年に付与された土地を引き続き保有していることが明らかとなった。ただし、彼女たちの多くは、保有している土地周辺に居住しているのではなく、実家周辺もしくは商業地区へと移住し、その土地を貸し出している。多くの場合地代は、収穫の半分もしくは3分の1である。土地の借り主は、前夫ではなく、その地域に居住する他の世帯であることがほとんどである。再婚したとしても、この土地使用権は保持することができる。土地不足に悩むこの調査地で土地使用権を保有しているということは、再婚にあたり有利に働く財産となる。

また、このような土地政策は、世帯内における男女の力関係にも変化を与えていると考えられる。男性にとっての離婚は、以前と異なり土地を半分失うことを意味する。逆に女性側にとっては、これまで離婚時の財産分与は動産のみで、土地に対する権利は主張できなかったことを考えると、離婚時の条件が以前より有利になっている。離婚後の女性側の生計の見通しも、商業活動などからの所得に加えて地代が期待できることで、若干明るいものになったといえる。調査中にも、女性側は離婚を望んでいるが、男性側が土地を保持するために離婚をなかなか認めてくれないという事例が

あった。この事例自体は直接の証明とはならないが、土地再分配政策によって女性が明示的に土地保有権を得たことで、世帯内での女性の地位が向上した可能性が高い。

4 なぜ守られたのか：政策と慣習

男性優位の慣習が根強いエチオピアにおいて、男女に同等の権利を与える政策にどれだけ実効性があるのかは、これまで議論があった World Bank [1998]。しかし、今までみてきたように、1991年の土地再分配政策は、もともとの慣習とは異なる政策であるにもかかわらず、住民に受け入れられているようにみえる。

それが可能となった理由の一つとして、近年深刻化してきた土地不足の問題を挙げることができる。離婚した女性に引き続き土地使用権を認めることによって、土地無し層が借地という形で土地を確保できる可能性が生まれるからである。

実は、1991年のような土地の割り当ては、それ以降は行われていない。つまり、土地は91年にすべて分配されてしまったため、その後は新たに結婚したところで、妻の分どころか、新たに成人した男女に割り当てる土地はほとんどない。そのた

調査村Aでの土地所有状況(1999年)

(単位:人、カッコ内%)

	妻が25歳未満	妻が25歳以上
1 ha	4(24)	33(77)
0.5~1 ha	—	1(2)
0.5ha	1(6)	4(9)
0~0.5ha	3(18)	1(2)
なし	9(53)	1(2)
不明	—	3(7)

(出所) 筆者調査による。

め、91年の土地再分配以降に結婚した夫婦の多くは、男性が91年に成人単身者と認定されていれば単身者分の0.5ヘクタールを所持しているが、当時未成年であれば土地なしの場合が多い。

表は、1999年時点における世帯別の土地使用権の保有状況を示したものである。便宜上妻の年齢を25歳以上と未満で分けている。この分類は、99年の聞き取り調査において、妻の年齢が25歳以上の場合、土地再分配時(91年)に既婚だったので1ヘクタールを取得できたという回答があったことに基づいている。25歳未満の妻があり、1ヘクタールを取得していた場合については、91年当時の状況を確認できなかった。この表からは、91年時には既婚であったと思われる25歳以上の妻のいる世帯の8割近くが1ヘクタールを獲得している一方で、分配時には結婚前であったと思われる25歳未満の妻のいる世帯は半数以上が土地無しである。1ヘクタールを保有しているのは4人(24%)にすぎない。

つまり、分配時独身だった男性は、土地分配後に結婚しても妻の分の土地を割り当てられず、分配時に未成年であれば、自分の分さえも割り当てられていない。女性側からいえば、結婚時に新たに土地を割り当てられていないため、離婚時の財産分与は動産のみである。したがって、1991年にすでに結婚していた女性とそれ以降に結婚した女性との間で、土地保有について格差が生じている。

土地不足が深刻化しつつある現状を考えると、土地無し層は今後も増加していくことになる。このような状況のなか、新たに土地を確保するために残された可能性は借地となる。しかし、夫婦世帯に割り当てられた1ヘクタールでもすでに、生存維持レベルぎりぎりの状況にあることを考えると、そのような世帯が土地を貸し出すとは考えにくい。土地を借りられる可能性があるのは、自力

で農作業を行えない女性世帯主の土地ということになる。土地不足の状況下では、離婚女性が保有する土地を借りることが、相続を除けば唯一の土地へのアクセスになる。

したがって、女性が離婚したときに、その土地を世帯に属するものとして世帯主である夫にそのまま帰属させるよりも、女性にそのまま土地の権利を保有させておいて、その土地を他の人間に貸し出す形を取った方が、より多くの人々が土地にアクセスすることができることになる。このような状況は、これまでの慣習とは異なるものである。しかし、土地不足が深刻化するなかでは、より多くの人々が望む形での変化なのである。

5 今後の行方

1991年に行われた土地再分配政策は、女性にも土地を割り当てることで、これまでの慣習とは異なる状況を生み出した。それまで有名無実であった女性の土地への権利を、実質的にも確保したのである。また、女性への土地使用権の付与は、世帯内において女性の地位向上をもたらす可能性をもっている。

しかし、このような社会の変化は、政策そのものが優れていたということよりも、環境の変化に政策や法律が適合していた結果であろう。新たな政策が女性だけでなく男性からも支持されたために有効性をもったといえる。

そのことは同時に、今回報告した事例自体も今後の状況によっては変容していく可能性があることを示唆している。なぜならば、この1991年の土地再分配政策は、前述のとおり、土地不足のために一過性のもとなってしまう、新たな「慣習」として根づく機会を失ってしまったからである。土地の賃貸借は認められているとはいえ、今以上に

土地不足が逼迫していけば、農地から離れた場所に居住する女性の土地保有権が保護され続けるかは不透明である。前出のアムハラ州州令第16条第11項には、土地への権利はその当該地区（ケベレ *Kebele*）内に居住している者に与えるという定めがある。この条項を厳密に適用すれば、地区外へと出て行った女性から土地を取り上げることも可能なのである。

今回の土地再分配政策の事例は、社会に深く根づいている土地制度に関する慣習も、状況にそぐわなくなれば、何らかのきっかけで変化することを示した。しかし、エチオピアにおける土地不足の問題は現在進行形であり、いまだ解決にはほど遠い。人々がどのように現状に適応していくのか、政策がどのような影響を及ぼすことができるのか

については、今後の展開が注目される。

〔参考文献〕

Hoben, Allan[1973] *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia*, Chicago & London: University of Chicago Press.

Pankhurst, Hele[1992] *Gender, Development and Identity: An Ethiopian Study*, London and New Jersey: Zed Books.

Pender, John and Marcel Fafchamp[2001] “ Land Lease and Agricultural Efficiency in Ethiopia,” unpublished PDF file: <http://www.economics.ox.ac.uk/members/marcel.fafchamps/homepage/landmkt.pdf>

World Bank[1998] *Implementing the Ethiopian National Policy for Women: Institutional and Regulatory Issues*, Washington, D.C. : World Bank.

（こだま・ゆか／アジア経済研究所地域研究センター）